

避難確保計画 Q&A

	Q	A
1	避難確保計画とは？	水害時に、施設利用者の円滑・迅速な避難の確保を図るために作成する計画です。
2	なぜ避難確保計画が必要なの？	過去の災害では、水害時の避難マニュアルがなく、具体的にとるべき行動がわからず、施設利用者が被害に遭うことがありました。 計画に水害時にとるべき行動を定め、逃げ遅れ被害ゼロを目指すため、避難確保計画の作成が求められています。
3	なぜ自分の施設が作らなければいけないの？	避難確保計画の作成は、 ①浸水想定区域内にあること ②町地域防災計画で定められた要配慮者利用施設であること を満たす施設の所有者・管理者に義務づけられています。(水防法第 15 条・第 15 条の 3 抜粋)
4	要配慮者利用施設とは？	社会福祉施設、学校、医療施設など、主に防災上の配慮を要する方が利用する施設を指します。
5	避難確保計画には何を記載するの？	施設利用者の円滑・迅速な避難の確保を図るために必要な訓練・措置など、以下の事項を計画に定める必要があります。(水防法施行規則第 16 条抜粋) ①水害時の防災体制 ②利用者の避難誘導 ③避難確保を図るための施設の整備 ④水害時を想定した防災教育・訓練 ⑤その他円滑・迅速な避難確保のために必要な事項
6	計画の作り方がわからない	国土交通省ウェブページに、「要配慮者利用施設の浸水対策」というページがあります。 そちらに計画作成の手引きを始め、参考となる資料が掲載されていますので、そちらをご確認ください。 ※大治町ウェブページでも資料の一部を紹介しています。

7	浸水する深さがわからない	町が公表するハザードマップや、愛知県が提供する「マップあいち」の水害情報をご覧ください。影響のある河川や、浸水する深さをご確認ください。
8	計画を作ったらどうするの？	役場防災危機管理課まで 2 部提出してください。 計画に定められた訓練を実施してください。 また、作成した計画は適宜見直しを行い、計画を変更した場合は、再度 2 部提出してください。
9	火災の避難計画とは別で作らなければいけないの？	既存の避難計画に、水害時の避難について追記する形でも構いません。 ただし、必要な事項(問5の回答参照)を定めてください。
10	訓練を実施したらどうするの？	反省事項等を踏まえて、見直しを行ってください。 現時点(令和 2 年 2 月末時点)、報告の義務はありませんが、訓練実施について調査をすることがありますので、ご協力をお願いします。

作成: 令和2年2月大治町防災危機管理課